

オンライン閲覧サービス等の導入に伴う 情報公開条例等の改正案骨子について市民意見を募集します

本市における情報公開制度（※）のDX化を図るため、情報公開システムを開発し、令和8年度から運用を開始します。本システムでは、オンラインによる開示対象文書の閲覧、写しの交付などが可能となり、市民の皆様がより便利に市政に関する情報にアクセスできるようになります。

本システムの運用開始に伴い、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「情報公開条例」といいます。）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「個人情報保護条例」といいます。）の改正が必要となることから、本年6月に、横浜市長から横浜市情報公開・個人情報保護審査会に改正内容につき諮問しました。

このたび、同審査会の意見を踏まえ、改正案骨子をまとめましたので、これについて市民の皆様のご意見を募集します。

※広義には、開示請求のほか任意で行う情報提供を含みます。

改正案骨子

1 概要

(1) 情報公開条例の改正

情報公開システムによるオンライン閲覧に対する再開示制度の適用除外、同システムで任意提供される行政情報の開示請求対象外

(2) 個人情報保護条例の改正

情報公開システムで開示対象文書の写しの交付をする場合の手数料の設定

2 改正案骨子

横浜市市民局市民情報課のホームページ、市庁舎3階市民情報センター及び各区役所（区政推進課広報相談係）において公表する資料を御確認ください。

【横浜市市民情報課ホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/joreikisoku/07joreikaisei.html>



市民意見募集の概要

1 意見募集期間

令和7年7月22日（火）から8月20日（水）まで

2 意見の提出方法

様式は自由ですが、「市内在住又は市外在住」、「御意見」を明記の上、次のいずれかの方法で御提出ください。電話や口頭では提出できませんので、御了承ください。

(1) 電子メール：sh-johojourei-iken@city.yokohama.lg.jp

(2) FAX：045-664-7201

(3) 郵送：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市市民局市民情報課 行 <<消印有効>>

(4) 持参：市庁舎3階市民情報センター窓口 <<8時45分から17時まで（土・日・祝日を除く。）>>

お問合せ先

市民局市民情報課長 平賀 匡生 Tel 045-671-3881



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

